

「平成18年度国民経済計算」利用上の注意

1. 「平成18年度国民経済計算」は、平成5（1993）年に国連が勧告した国際基準（93 SNA）に基づいて推計を行っている。
2. 国民経済計算は、最新年（度）の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に1年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成18年度国民経済計算」については、平成18年（度）計数（確報値）及び平成17年（度）計数（確々報値）の推計を行っている。
3. 主な推計方法等の見直し
「平成18年度国民経済計算」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、下記のとおり推計方法の一部見直し等を行った。

<資本調達・ストック面の計数について>

(1) 「資金循環統計」の遡及改定等に伴う対応

金融勘定の計数は、平成19年3月に遡及改定された「資金循環統計」（日本銀行）の一部部門分類見直し（「単独運用信託」部門の廃止）に対応した計数に改定した。

なお、変更期間は平成17年（度）以降とした。

(2) 厚生年金基金の厚生年金代行部分積立金返上の記録方法

平成15年から厚生年金基金の代行部分に対応する積立金を厚生年金特別会計に返上する取引が発生している。これを厚生年金基金（民間金融機関）から、厚生年金特別会計（社会保障基金）への資本移転として計上した。

金融機関部門から社会保障基金（一般政府）への代行返上にかかる資本移転額は以下のとおり。

平成15年度	3,536.4（10億円）
平成16年度	5,385.4（10億円）
平成17年度	3,456.8（10億円）
平成18年度	680.0（10億円）

<その他>

(3) 労働時間の推計方法の見直し

労働時間の推計にあたっては、毎月勤労統計調査（厚生労働省）、国勢調査（総務省）、労働力調査（総務省）を用いているが、従来、各調査間の概念調整を行っているところ、今回、「休業者を含めた概念調整」、「労働時間を月平均値とするための月間化調整」などについて見直し、平成8年（度）まで遡り推計を行った。